



2023年8月8日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ)
代 表 者 名 代表取締役社長 国谷 一彦
(コード番号 1719 東証プライム市場)
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーション部長 山田 英輔
(TEL. 03 - 3575 - 6094)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 処分要領

- | | |
|-------------|---|
| (1) 処分期日 | 2023年8月30日 |
| (2) 処分株式数 | 普通株式2,312,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,131円 |
| (4) 処分価額の総額 | 2,614,872,000円 |
| (5) 処分予定先 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口） 863,000株（976,053,000円） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口） 1,449,000株（1,638,819,000円） |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 |

2. 処分の目的および理由

当社は、2016年6月29日開催の2016年3月期定時株主総会を経て導入いたしました役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）を用いた当社取締役および執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役および国内非居住者を除く。以下併せて「取締役等」という。）に対するインセンティブ・プラン（以下「本BIP制度」という。）につき、2023年5月12日開催の取締役会および同年6月29日開催の2023年3月期定時株主総会において、継続および一部改定を決議いたしました。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員に対する信託型の従業員インセンティブ・プランである株式付与ESOP信託（以下「ESOP信託」という。）の継続および一部改定を決議しております。

継続後の本BIP制度の概要につきましては、2023年5月12日公表の「監査等委員会設置会社への移行に伴う業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ」を、継続後の本ESOP制度の概要につきましては、本日公表の「株式付与ESOP信託」の継続および一部改定に関するお知らせをご参照ください。

本自己株式処分は、BIP信託およびESOP信託の継続に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬BIP信託契約および株式付与ESOP信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分数量につきましては、BIP信託およびESOP信託の株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等および従業員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し1.28%（小数点第3位を四捨五入、2023年3月31日現在の総議決権個数1,576,244個に対する割合1.47%）と小規模なものです。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式はBIP信託およびESOP信託の株式交付規程に従い当社の取締役等および従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(信託契約の概要)

| | | |
|------------|---|--|
| [1]名称 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口） | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口） |
| [2]信託契約の内容 | | |
| 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 | 従業員に対するインセンティブの付与 |
| 委託者 | 当社 | 当社 |
| 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| 受益者 | 取締役等を充足する者のうち受益者要件を満たす者 | 従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| 信託管理人 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者 | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者 |
| 信託契約日 | 2016年8月8日 （2023年8月28日付で変更予定） | 2022年8月10日 （2023年8月28日付で変更予定） |
| 信託の期間 | 2022年8月8日～2023年9月20日 （2023年8月28日付の信託契約の変更により、2026年9月20日まで延長予定） | 2022年8月10日～2023年9月30日 （2023年8月28日付の信託契約の変更により、2026年9月30日まで延長予定） |
| 制度開始日 | 2016年9月1日 | 2022年9月1日 |
| 議決権行使 | 行使しないものとします。 | 受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、受託者が行使します。 |
| 処分価額の金額 | 976,053,000円 | 1,638,819,000円 |

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2023年8月7日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である1,131円としています。

取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

また、上記払込金額につきましては、監査等委員会（4名にて構成。うち3名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、割当予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上